

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年6月30日
【会社名】	日本基礎技術株式会社
【英訳名】	JAPAN FOUNDATION ENGINEERING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中原 巖
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし。
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満一丁目9番14号
【縦覧に供する場所】	日本基礎技術株式会社東京本社 (東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目1番12号) 日本基礎技術株式会社中部支店 (名古屋市北区平安二丁目4番68号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長である中原巖は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、当社グループは「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である令和7年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金銭的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定している。

当社グループの主な事業が建設工事であることから事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断している。全社的な内部統制が有効であるため、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会計間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点に、質的に重要な事業拠点を加えた2事業拠点を「重要な事業拠点」とした。

そして、それらの事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目としては、「完成工事未収入金」「未成工事支出金」「未成工事受入金」「完成工事高」「完成工事原価」に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な見積りの不確実性を伴う等、財務報告への影響が大きいと判断した勘定科目に関連する以下の業務プロセスを評価対象に追加している。

- ・当社の引当金について、将来的な損失や費用に不確実性が伴うことから、完成工事補償引当金、工事損失引当金、貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金に係る業務プロセス
- ・当社の財務報告の重要な事項の虚偽記載に結びつきやすい事業上のリスクを有することから、税金費用等計算に係る業務プロセス

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社取締役社長中原巖は、令和7年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はない。

5【特記事項】

特記すべき事項はない。